

鳥取県公報

目次

- ◇ 條 例 鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する條例の制定
- 病害虫防除所設置條例の一部改正
- 鳥取県補償審査会條例の制定
- 鳥取県公営住宅管理條例の一部改正

條 例

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する條例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第五十九号

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する條例

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

(この條例の目的)

第一條 この條例は専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令(昭和二十七年政令第四百十八号以下「政令」という。)第二條の規定に基づき、改良普及員資格試験(以下「試験」という。)及び資格認定について必要な事項を定めることを目的とする。

(試験の種類及び回数)

第二條 試験は農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験に区分して、毎年一回行う。但し、特に必要があるときは、臨時に試験を行うことができる。

(試験方法)

第三條 試験は、筆記試験、実地試験及び口述試験とする。

2 筆記試験は、新制大学卒業程度において、左表に掲げる必須項目及び同表に掲げる選択項目中、受験者の選択する二項目について行う。

試験の種類

必須項目

選択項目

農業改良普及員資格試験

- 一、作物及び園芸
- 二、土壌及び肥料
- 三、病害虫
- 四、畜産
- 五、農機具
- 六、農業経営
- 七、農政時事問題

- 一、農業気象
- 二、植物生理
- 三、家畜生理及び衛生
- 四、家畜飼養
- 五、農畜産加工
- 六、農業簿記
- 七、林業一般
- 八、農業土木

生活改良普及員資格試験

- 一、農業一般
- 二、家事経済
- 三、被服及び住居
- 四、食物及び栄養
- 五、家庭保健及び衛生

- 一、教育
- 二、育児
- 三、看護
- 四、家庭物理化学
- 五、家庭生物

3 実地試験は、農民に対し農業又は農民生活の改善に
関する教示及び実地展示を行うために必要な科学的技
術及び知識について行う。

4 口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な
能力について行う。

(受験資格)
第四條、試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、

受けることができない。

一、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)によ
る大学、都道府県立農業講習所、財団法人鯉淵学園
若しくは学校法人自由学園最高学部において、農業
若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した
者及び当該課程を修める者のうち試験実施期日から
起算して三ヶ月以内に卒業見込の者、旧大学令(大
正七年勅令第三百八十八号)による大学、旧専門学
校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学
校若しくは旧財団法人農民教育協会高等農事講習所
において、農業若しくは家政に関する正規の課程を
修めて卒業した者、専門学校卒業程度検定規程(昭
和十八年文部省令第四十六号)により農業に関する
学科目の検定に合格した者又は旧実業学校教員検定
ニ關スル規程(大正十一年文部省令第四号)若しく
は旧中学校高等女学校教員検定規程(明治四十一年
文部省令第三十二号)により農業若しくは家政に関
する学科目の検定に合格した者。

二、学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和
十八年勅令第三十六号)による中等学校、旧実業学
校令(明治三十二年勅令第二十九号)による実業学
校、旧高等女学校令(明治三十二年勅令第三十一号)
による高等女学校、旧中学校令(明治三十二年勅
令第二十八号)による中学校若しくは学校法人自由
学園高等科を卒業した者又は大学入学資格検定規程
(昭和二十六年文部省令第十三号)、旧専門学校入
学者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)若
しくは旧実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文
部省令第三十号)による検定に合格した者で、卒業
又は検定合格後当該試験の実施期日までに、左のイ
若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間
を通算した期間が三年以上に達するもの。

イ、国、地方公共団体その他法人格を有する団体の
農業若しくは家政に関する試験研究機関又は教育
機関における農業又は家政に関する試験研究又は
教育。

ロ、国、地方公共団体その他法人格を有する団体に
おける農業又は家政に関する技術についての普及、
指導奨励又は実務。

三、旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこ
れと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格
とする教育機関(第一号に規定するものを除く。)に
おいて、農業又は家政に関する課程を修めて卒業
した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機
関における修業年限と前号イ若しくはロの職務に従
事した期間又はその通算期間との合計が三年以上に
達するもの。

第五條 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令に
よる学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同
等の学校を卒業した者とみなす。

2 外国にある学校(前項の学校を除く。)を卒業した
者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事が
これに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者
とみなす。

3 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業若しくは家政に関する技術についての試験研究、教育普及又は指導奨励に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者とみなす。

4 前二項の知事の認定を受けようとする者は、第二項に規定する者にあつては履歴書及び最終学校卒業証明書、前項に規定する者にあつては履歴書を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の書類を審査し、相当と認めるときは、認定書を交付し、不相当と認めるときは、その旨を通知する。

(試験実施の公示)

第六條 知事は、試験を行おうとするときは、試験の実施期日、場所、受験願書の受付期間その他試験の実施上重要な事項を、試験期日の六十日前までに公告する

ものとする。

(受験願書等)

第七條 試験を受けようとする者は、受験願書(別記様式第一号)に左の各号に掲げる書類及び写真を添え、これを知事に提出しなければならない。

一、履歴書(別記様式第二号)

二、最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書

三、第四條第二号イ又はロの職務に従事した期間につき、受験有資格者であることを証明する書類(別記様式第三号)

四、身体検査書

五、写真(最近六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること)

2 知事は、受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(合格の公表及び合格証書)

第八條 知事は、試験施行後一ヶ月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書(別記様式第四号)を交付する。

2 合格証書を失い、又はき、損じた者は、合格証書の再交付を申請することができる。

(不正行為に対する処分)
第九條 試験に関し不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(受験手数料)
第十條 受験手数料は、徴收しない。

(試験審査委員)
第十一條 知事は関係行政庁の職員又は学識経験がある者のうちから試験審査委員を委嘱する。

2 試験審査委員は、試験成績を判定し、その結果を知事に答申する。

(資格の認定)
第十二條 知事は、政令第二條但書に該当する者から、

左の各号に掲げる書類及び写真を添えた資格認定申請書(別記様式第五号)の提出があつた場合において、これらの書類を審査し、その者が同條但書に該当すると認めるときは、その者に対し資格認定書(別記様式第六号)を交付する。

一、第七條第一項及び第四号の書類

二、最終学校卒業証明書又は検定合格証明書

三、その者が政令第二條各号の一に係る者であること
を証する書類

四、第七條第一項第五号の写真

(施行規定)

第十三條 この條例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行する。

2 昭和二十七年年度における試験実施の公告については、第六條中「六十日」とあるのは「四十日」と読み替えるものとする。

別記様式第一号 (日本標準規格B5)

受験願書

本籍

現住所

(ふりがな)

氏名

年月日生

選択項目

農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

年月日

右

氏名 ㊦

鳥取県知事 氏名 殿

別記様式第二号 (用紙和紙)

履歴書

本籍

現住所

(ふりがな)
氏名
年月日生

学歴

職歴

賞罰

右のとおり相違ありません。

年月日

右

氏名 ㊦

別記様式第三号

受験資格証明書

職名

氏名

年月日生

- 一、普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所
- 一、試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 一、教育に従事した期間及び勤務場所

右相違ないことを証明する。

所属長 職名

氏名 ㊦

別記様式第四号

第 号

合格証書

本籍

氏名

年月日生

農業(生活)改良普及員資格試験に合格したことを証する。

年月日

鳥取県知事 氏名 ㊦

別記様式第五号 (日本標準規格B5)

資格認定申請書

本籍

現住所

(ふりがな)

氏名

年月日生

農業(生活)改良普及員としての資格認定を受けたいので関係書類を添えて申請します

年月日

右

氏名 ㊦

鳥取県知事 氏名 殿

別記様式第六号

有資格認定書

本籍

氏名

年月日生

農業(生活)改良普及員としての資格があることを認定する。

年月日

鳥取県知事 氏名 ㊦

病害虫防除所設置條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十七日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二條中「岩美 病害虫防除所 鳥取市東町一番地

「岩美病害虫防除所 鳥取市東町一番地
鳥取病害虫防除所 同 右

「西伯 病害虫防除所 米子市東町九七番地

「西伯病害虫防除所 米子市東町九七番地
米子病害虫防除所 同 右

改める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

鳥取県補償審査会條例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第六十号

病害虫防除所設置條例の一部を改正する條例
病害虫防除所設置條例(昭和二十七年四月鳥取県條例第二十五号)の一部を次のように改正する。

岩美郡一円を
鳥取市一円に

岩美郡一円を
鳥取市一円に

西伯郡一円を
米子市一円に

西伯郡一円を
米子市一円に

鳥取県條例第六十一号

鳥取県補償審査会條例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの

條例を定める。

(設置及び目的)

第一條 鳥取市災害復興資金融資損失補償契約及び鳥取市災害復興資金融資損失再補償契約に基く損失補償その他重要事項を審査させるため、鳥取県補償審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(任務)

第二條 審査会は、次の事項に関し知事の諮問に応じ答申し又は意見を具申する。

- 一 融資條件
- 二 補償の確認
- 三 補償金額の査定
- 四 訴訟に関する事項
- 五 その他重要事項

(組織)

第三條 審査会は、委員七人で組織する。

(委員)

第四條 委員は、関係官公吏及び学識経験者のうちから

知事が任命又は委嘱する。

2 委員の任期は、二箇年とする。但し補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五條 審査会に会長一人を置き委員のなかから知事が任命又は委嘱する。

2 会長は、会務を総理する。

(会議)

第六條 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の三分の二以上の決するところによる。

4 審査会は、必要があると認めるときは、当該金融機関に対し説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第七條 審査会の審査内容については、極秘として一般

に公表してはならない。

(事務の処理)

第八條 審査会の庶務は、經濟部商工課で処理する。

(雑則)

第九條 この條例に定めるものの外審査会の運営に關し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行する。

2 審査会設置の期間は、昭和三十八年三月三十一日までとする。

鳥取県管住宅管理條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第六十二号

鳥取県管住宅管理條例の一部を改正する條例

鳥取県管住宅管理條例(昭和二十六年十二月鳥取県條例

第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二條中「法第十七條(第二号但書を除く。)」を「法第十七條」に改め、同條に次の但書を加える。

但し、県管住宅管理上必要と認め、知事の指定した者は、この限りでない。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可

行 日 火、 金

發 行 所 鳥取縣鳥取市東町取縣 刷 所 鳥取縣鳥取市東町取縣